

松川町定例農業委員会議事録 第5回(8月)

- 1 開催日時 平成29年8月24日(木) 18:10～20:00
- 2 開催場所 松川町役場 大会議室
- 3 出席委員 16人

会 長	1 番	佐藤 清			
会長代理	16 番	大木島康義			
委 員	2 番	松脇 崇	3 番	桃澤茂春	4 番 久保田志げ子
	5 番	岡田幹生	6 番	臼田美穂子	7 番 北林秀昭
	8 番	北沢ひろみ	9 番	矢沢千明	10 番 山田正明
	11 番	片桐利美	12 番	松下守	13 番 松下敏章
	14 番	塩澤澄夫	15 番	大場健彦	

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 中村 昌彦 主事 塚本 潤 主事 富田 知美

6 会議の概要

(1) 開会 —中村係長 開会—

(2) 会長挨拶 —佐藤会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 3番 桃澤 委員 4番 久保田 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 元大島 1筆 436㎡ 2種 太陽光発電施設

○矢沢委員

以前設置した太陽光発電施設に隣接した農地が申請地となります。また、周辺農地は申請者自身の農地となります。特に問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局

2番 大島 2筆 1,633㎡ 3種 太陽光発電施設

○岡田委員

申請地は数年前までは水田として利用されていたが、水漏れがひどく米を作るのは難しそうな農地でした。他に水田を借りたため、申請地での耕作を断念し、休耕地となっておりました。特に問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局

3番 上片桐 3,164㎡ 2種 太陽光発電施設

○大木島委員

中央道沿いで、塩カル・雑草等の問題があり、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局

4番 上片桐 2筆 2,006㎡ 2種 太陽光発電施設。

○大木島委員

申請者は後継者がなく管理できない、隣接地が太陽光発電施設になっているということで今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。5番をお願いいたします。

○事務局

5番 上片桐 2筆 1,561㎡ 2種 太陽光発電施設

○桃澤委員

梨を耕作していたが、周辺地が竹やぶ・杉の木等があり日陰になってしまう。地元にご子息がいなく、今後の管理を考え、今回の申請となります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○北沢委員

日陰に太陽光発電施設を設置するのは無意味ではないか。

○桃澤委員

その通りですが、申請地の中の日が当たる部分へ設置するようです。

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。6番をお願いいたします。

○事務局

6番 上片桐 1筆 1,521㎡ 2種 太陽光発電施設

○片桐委員

隣接地がすでに太陽光発電施設となっており、今後の管理のことも考えて今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 元大島 1筆 410㎡ 3種 所有権移転 住宅

○大場委員

小学校・保育園から非常に近く、北側隣接地が住宅となっております。特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか、それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局

2番 元大島 1筆 501㎡ 2種 使用貸借権 住宅

○矢沢委員

申請者は地権者の息子であり、特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局

3番 大島 3筆 1,072㎡ 2種 賃借権 駐車場

○山田委員

現在駐車場はありますが、従業員・選果場職員の駐車スペースを確保できるものとな

ります。特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか、それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局

4番 大島 1筆 693.6㎡ 1種 賃借権 駐車場

(補足) 1種農地は不許可の対象ですが、不許可の例外として既存施設の拡張という項目があり、この申請は既存施設の拡張であるため転用可能農地です。

○北沢委員

現在まで職員が使っていた駐車場へワイナリーを作ることになったため、駐車場が必要となり、今回の申請となりました。

○会長

ただ今のけんにつきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか、それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定3件 所有権移転2件

○ただ今の件につきましてご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか、それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

(5) 協議事項

○委員からの協議事項

①片桐委員：農地を借りたい貸したいという相談があつたが、隣地承諾貸し借りに隣地承諾は必要か

事務局：貸し借りの場合は承諾の必要はないです。

○事務局からの協議事項

①「松川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について

事務局：先月定例会の資料で示したものになりますが、8月定例会で検討していただくことになっておりました。

会長：事務局の方で「松川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」というものを出示していただきましたが、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

【質問・意見なし】

会長：見直しは何年毎行いますか。

事務局：3年後の目標ということで作成しております。活動計画（指針に向けてどのように活動していくか）は単年更新として指針については3年更新。情勢等の関係や目標の変更等あれば見直しは可能。なぜ3年後などという町総合計画に合わせて作成しており、総合計画が平成28年度～平成31年度までとなっており、終期を合わせるように3年と設定しました。他市町村には5年後10年後の市町村がありますが、特に決まりはないので、3年後の目標ということで提示させていただきました。

②9月農地相談会について

(6) 閉会 一中村係長 閉会

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

3番

桃澤茂春



4番

久保田光代子

